

○ 中津川市リニアのまちづくりビジョン策定委員会運営要綱

平成24年6月1日議決

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市リニアのまちづくりビジョン策定委員会設置要綱（平成24年5月22日決裁。）第10条の規定及び中津川市審議会等の会議の公開に関する指針（平成21年5月1日決裁）に基づき、中津川市リニアのまちづくりビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の任期等)

第2条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(代理人の出席)

第3条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 中津川市情報公開条例（平成11年中津川市条例第16号）第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

2 委員会の会議に出席した委員から前項の場合に該当する旨の発議があった場合は、委員長は委員会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

3 会議の途中においても、前項に規定する手続により、委員会の会議を非公開とすることができるものとする。

(会議の傍聴)

第5条 傍聴人の定員は、20人程度とする。

2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。

第6条 委員長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(傍聴人の制限)

第7条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者

(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、委員長の許可を受けた者は除く。）

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。(報道関係者であって、委員長の許可を受けた場合は除く。)
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、議決の日から施行する。

この要綱は、ビジョン策定完了をもって、その効力を失う。